

質疑回答要領

- 1 件 名 軽印刷機賃貸借（長期継続契約）
- 2 場 所 越谷市役所本庁舎及び第二庁舎
- 3 質疑書提出期限 令和元年11月28日（木）午前10時00分まで
- 4 宛 先 越谷市役所総務部契約課

(注) 質疑事項がある場合のみ、電子メール又はFAXにて契約課に送信してください。
なお、電子メール又はFAX送信後、受信確認のため電話でのご連絡もお願いいたします。

越谷市役所総務部契約課

FAX番号 048-966-6008

電話番号 048-963-9131

- 5 質疑回答日時 令和元年11月29日（金）午後5時00分まで
- ※回答方法 ホームページに掲載して回答する

質 疑 書

商号又は名称

電話番号

FAX番号
